

平成30年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：平成30年6月27日（水）午後2時～

場 所：本庁3階 正庁

1 開会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 会議の運営事項について 参考1～3

5 議題

(1) 「日光市手話言語条例」推進の取組みについて 資料1

6 報告事項

(1) 日光明峰高等学校学校運営協議会の設立について 資料2

7 その他

8 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	大 嶋 一 生	
教育委員会	教育長	齋 藤 孝 雄	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	
教育委員会	教育委員	池 田 由美子	欠席
教育委員会	教育委員	藤 本 亮 純	
教育委員会	教育委員	速 水 茂 希	

【参考1】

日光市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

【参考2】

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年6月及び11月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

【参考3】

日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

平成30年度第1回日光市総合教育会議出席者（説明員ほか）

部局	課名	役職名	氏名	備考
総合政策部		部長	安西 義治	
健康福祉部		部長	矢嶋 尚登	
〃	社会福祉課	課長	佐藤 英男	
〃	〃	課長補佐	伊藤 真由美	
〃	〃	主査	齋藤 仁志	
教育委員会		次長	川田 盛雄	
〃	教育総務課	課長	鶴見 英明	
〃	〃	課長補佐	河合 千鶴子	
〃	学校教育課	課長	伊東 剛	
〃	〃	副参事	岡本 一穂	
〃	中央公民館	館長	沼尾 洋克	
事務局	総合政策課	課長	鈴木 和仁	
〃	〃	課長補佐	高村 光康	
〃	〃	副主幹	和田 直樹	
〃	〃	主任	中澤 美咲	

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うための言語として、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、社会においては、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者をはじめとする手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることを制限され、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。しかし、手話が言語であるとの認識は、広く共有されている状況ではありません。

私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進や手話の普及に努め、手話を使用することができる環境を整えることにより、豊富な観光資源を有する国際観光文化都市として、日光市民だけではなく、日光市を訪れる人を含む全ての人が、心を通わせ、理解し合える地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が、相互に人格及び個性を尊重し、支え合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有することを理解し、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

2 市は、前項の施策のほか、障がい者に関する計画に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

3 市は、日光市立学校設置条例（平成18年日光市条例第89号）に規定する小学校及び中学校において、手話の啓発及び手話を学びやすい環境を整備するよう努めるものとする。

4 市は、第1項の施策を実施するときは、手話を必要とする人その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

H30.5 現在 全国制定済自治体

22 道府県、1 区、179 市町（市町総数 1718）

『手話言語条例』制定に伴うH30年度の主な取組み

《手話の理解促進・周知啓発》

- 広報にっこう掲載（4月特集号・5～7月連載）
- ポスター、パンフレット等の作成・配布
- イベントの開催（内容は未定）
⇒民話手話劇（プロ）11月開催予定の”人権ミニフェスタ”同時開催を予定

○手話教室の開催（公民館・学校・一般）

- ⇒（公民館）市内9公民館で、13回開催〔1回2時間、手話による会話を体験〕
- ⇒（小学校）4～6年生を対象に、3年間で市内全小学校において開催
- ⇒（社会福祉課）出前講座等の開催

《手話通訳者等の養成》

- 手話講習会の開催（手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士の養成）
⇒手話体験講座（全3回講座を2回開催）
⇒手話奉仕員養成講座（入門編 2時間×19日間）（基礎編 2時間×21日間）
- ※公民館・学校での手話教室を実施することで、これら養成講座への参加につなげる。

学校において取組む効果・・・

- ◆手話を体験し、ろう者と交流することにより、“障がい”への理解を深め、文部科学省が進める「心のバリアフリー」を育む機会となる。
- ◆手話が”言葉”であることを、子どもの頃から自然に認識できるようになる。
- ◆今後、言語である手話の通訳者等を増やしていくためには、子どもの頃から興味を持つ環境が、重要な鍵になる。

手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士

通訳者養成には、最低でも5年は必要。

《手話奉仕員》 ～簡単な日常会話ができる～

市町が登録するもので、『手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）』（80時間程度、2年間）修了することが必要

《手話通訳者》 ～聴覚障害者のコミュニケーション支援ができる～

県が登録するもので、上記の『手話奉仕員養成講座』のほか、『手話通訳者養成講座』（130時間程度、3年間）を修了した上で、「手話通訳者全国統一試験」に合格することが必要。

《手話通訳士》 ～仕事として通訳ができる～

国が認定する公的資格。上記の講座等の受講、手話経験のうえ、「手話通訳技能認定試験」に合格することが必要。試験では、実技試験・学科試験・障がい福祉基礎知識が問われ、合格率は毎年20%程度

《日光市の現状》 手話通訳者1名、手話通訳士1名のみ

日光明峰高等学校学校運営協議会の設立について

1. 背景

栃木県教育委員会では、平成30年度以降の中学校卒業生数の急激な減少や高校教育に対するニーズの多様化など、高校教育を取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成30年度を初年度とする5か年計画の第2期県立高校再編計画を策定いたしました。

この計画におきましては、県立高校の適正規模を1学級40人換算で1学年当たり4学級から8学級とし、学校の統合などにより、その維持に努めるとしております。

しかしながら、県の周縁部に位置する一部の学校においては、特例として、適正規模未満の学校を維持する場合もあるとし、この適正規模未満の特例校について規模の特例が示され、この中で、日光明峰高校ほか5校が対象とされたところです。

(参考) 対象となる学校

日光明峰高校、益子芳星高校、茂木高校、馬頭高校、黒羽高校、那須高校

2. 基本的な考え方

日光明峰高校については、2学級特例校として、適正規模未満でも維持するとし、2学級での生徒募集開始から3年目以降、入学者が2年連続して募集定員の3分の2未満となった場合は、地元地域とも十分協議し、原則として、統合などを行い募集を停止するとしております。

また、特例校については、「学校運営協議会制度」が導入され、「コミュニティスクール」として、地域と一体となって魅力ある学校づくりに取り組み、生徒の確保に努めるものとしております。

この「学校運営協議会」は、保護者や地域住民などで構成され、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することや、学校運営について教育委員会、又は校長に意見を述べること、そして、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができることといった、一定の権限を持って学校運営に参画することとなります。これにより、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めていくものです。

3. 当市の取り組み

市としましては、「学校運営協議会」と連携しながら、この協議会における議論を踏まえ、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、生徒の確保に努めてまいります。

4. 参考

平成30年度 栃木県立日光明峰高等学校学校運営協議会実施要領（裏面のとおり）
第二期県立高等学校再編計画の概要（別冊のとおり）

平成30年度 栃木県立日光明峰高等学校学校運営協議会 実施要領

H30. 5. 31

1. 目的

栃木県立日光明峰高等学校学校運営協議会は、日光明峰高校と地域住民や保護者等が、組織的・継続的に連携しながら、一体となって子供たちの教育や魅力ある学校づくりに取り組むことを目的とする。

2. 委員（平成30年4月3日、6月6日栃木県教育委員会任命 任期2年間）※敬称略

（ふりがな） 氏 名	居住地または勤務地	年齢	備 考
	所属（役職名）	性別	
むらかみ たけお 村 上 健 夫	日光市清滝安良沢町	74	地域住民
	日光地区裏見台自治会（会長）	男	
ほしの てつお 星 野 哲 男	日光市清滝	49	保護者
	日光明峰高等学校PTA（会長）	男	
かとう たけし 加 藤 孟	日光市所野	25	教育委員会が認める者
	日光明峰高等学校同窓会（会長）	男	同窓会
ねもと まさこ 根 本 方 子	日光市安川町	60	教育委員会が認める者
	日光千姫物語（統括取締役 女将）	女	地域商工会（旅館業）
かとう しげる 加 藤 茂	日光市清滝町	57	教育委員会が認める者
	古河電気工業株式会社日光営業所（所長）	男	地域商工会（製造業）
きょうや たかひこ 京 谷 隆 彦	日光市中鉢石町	65	教育委員会が認める者
	栃木県アイスホッケー連盟（理事長）	男	アイスホッケー部支援
はまの つとむ 濱 野 勉	日光市中鉢石町	63	教育委員会が認める者
	栃木県スケート連盟（理事長）	男	スケート部支援
いしい だいいちろう 石 井 大一朗	宇都宮市陽東	45	教育委員会が認める者
	宇都宮大学地域デザイン科学部（准教授）	男	学識経験者
すずき かずひと 鈴 木 和 仁	日光市今市本町	53	教育委員会が認める者
	日光市役所（総合政策課長）	男	行政機関
つるみ ひであき 鶴 見 英 明	日光市今市本町	55	教育委員会が認める者
	日光市教育委員会（教育総務課長）	男	行政機関
さいとう なおき 齋 藤 直 基	日光市花石町	33	教育委員会が認める者
	日光市社会福祉協議会	男	地域学校協働機関
うがじん あきら 宇賀神 明	日光市久次良町	57	教育委員会が認める者
	日光市立日光中学校（校長）	男	地域中学校
はらぐち しんいち 原 口 真 一	日光市久次良町	57	教育委員会が認める者
	日光市立安良沢小学校（校長）	男	地域小学校
やなか いくお 谷 中 郁 夫	日光市久次良町	57	教育委員会が認める者
	日光明峰高等学校（校長）	男	対象学校の校長

魅力と活力ある 県立高校を目指して

第二期県立高等学校再編計画の概要

平成30(2018)年度～34(2022)年度



平成29年11月
栃木県教育委員会

第二期県立高等学校再編計画の概要

【平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5か年計画】

高校教育をめぐる現状と課題

◇高校教育に対する社会の要請

グローバル化の進展など、急速に変化し続ける社会において、高校教育には、生徒一人一人が自己実現を目指して生涯学び続けていける力を育むとともに、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが求められています。

また、人口減少等の進展により社会の活力低下が懸念されており、特に中山間地域など県の周縁部で地域を支える諸活動の担い手が不足してきています。このため、地域社会の将来を担う人材を育成することも求められています。

◇県立高校の現状と課題

◆生徒の多様化

高校等への進学率が98%を超えて推移しており、生徒の目的意識や興味・関心、進路希望、能力・適性等は多様化しています。このため、多様な学びのニーズに応える取組の推進が求められています。

◆生徒数の減少

平成30年度以降に見込まれている中学校卒業者数の急激な減少は、高校の小規模化を招き、生徒同士の切磋琢磨の機会が減少したり、多様なニーズに応じた教育が困難になったりするなど、教育の質の低下につながることを懸念されます。このため、適正な学校規模の維持に努めていく必要がありますが、その一方で、周辺地域の子供たちの高校教育を受ける機会の確保にも配慮が必要です。



◆定時制・通信制の役割の変化

定時制・通信制には、不登校経験者や高校中退経験者など、多様な生徒が在籍しています。このため、多様な生徒のニーズに応えられる学習環境の整備などが求められています。

魅力と活力ある県立高校づくり

◇全日制高校の規模と配置の適正化

◆規模の適正化

1学級40人換算で1学年4学級から8学級を適正規模とし、学校の統合などにより、適正な学校規模の維持に努めます。

◆規模の特例（特例校）

県の周縁部に位置する一部の学校は、特例として、1学年3学級または2学級で生徒を募集します。

◆学校の統合

各地区の生徒の減少率や、各学校の現状、今後の見通しなどを勘案し、一部の地区で統合を行います。

◆男女別学校の共学化

男女別学校の共学化は、各高校や地域の実情等に応じて行います。

◆学科の構成と配置の適正化

普通系学科と職業系専門学科の募集定員の割合は、7：3を概ね維持します。

各職業系専門学科の募集定員の割合も、現状を概ね維持します。



◇特色化の推進

◆各学校の特色化の推進

生徒一人一人の学ぶ意欲や目的意識を高め、個性や能力の一層の伸長を図るため、各学校の特色化を推進します。

◆単位制高校

興味・関心や進路希望等に応じた科目を選択し学習できる単位制を全日制普通科を中心に導入します。

◆コミュニティ・スクール

「地域とともにある学校」づくりを進めるため、各高校や地域の実情等に応じて学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとします。



◇定時制高校・通信制高校の規模と配置の適正化

より柔軟な学習時間帯とするなど、多様な生徒のニーズに応えられる学習環境等の整備等に努めるとともに、規模や配置についても検討します。

第二期県立高等学校再編計画【実行計画の概要】

◇全日制高校の規模と配置の適正化

年度		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
項目						
規模の特例 (特例校)		日光明峰 馬頭	(地域の生徒減や入学者数の状況等に応じ実施) 益子芳星 茂木 黒羽 那須			
学校の統合						{ 足利※ 足利女子※
男女共学化						宇都宮中央女子 { 足利 足利女子
学科改編等	農業		栃木農業	小山北桜		
	工業		栃木工業	足利工業 那須清峰		
	商業				足利清風	
	福祉 (総合)		佐野松桜 真岡北陵 矢板		小山城南 (総合学科の 福祉系列充実)	黒磯南 (総合学科に 福祉系列導入)

※H34年度の統合に合わせ、両校の2、3年生は統合新校に転学となります(右ページ参照)。
主に足利女子高校の校地を使用することとし、足利女子高校の校地に新校舎等を整備しますが、足利高校のグラウンドや体育館についても、部活動等で使用します。

◇特色化の推進

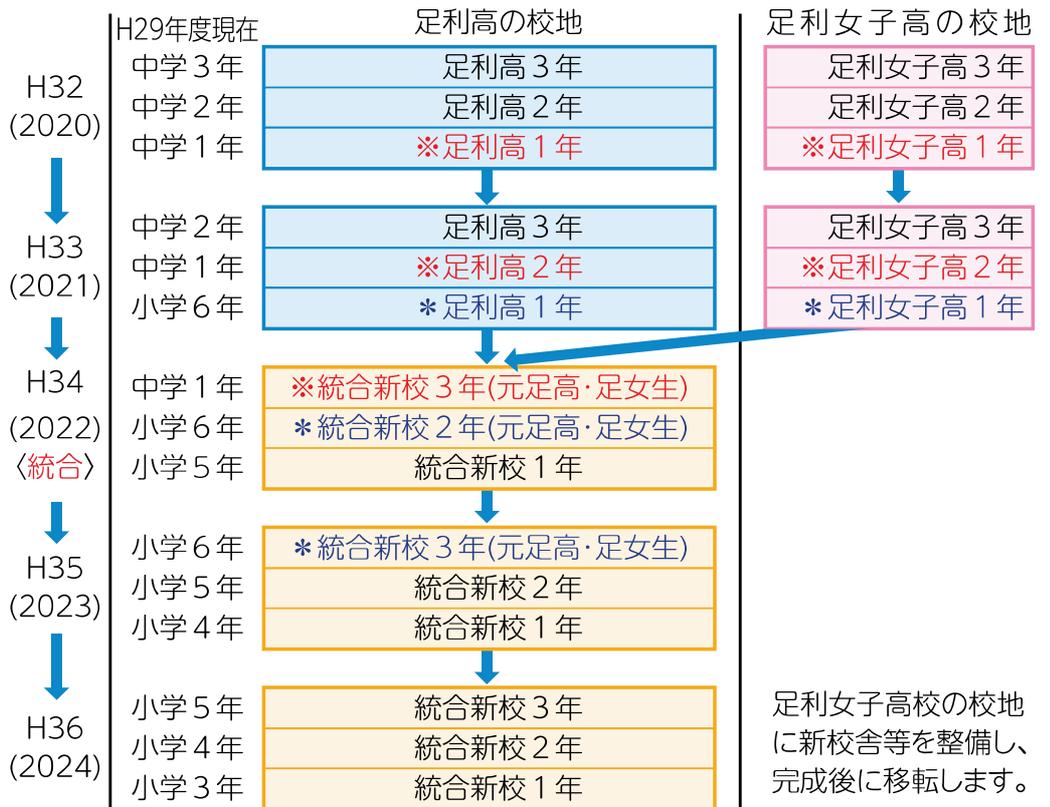
年度		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
項目						
単位制 高校	進学に 重点					宇都宮中央女子 { 足利 足利女子
	多様な学び に重点	馬頭	(3学級特例校に合わせ導入) 益子芳星 黒羽 那須			
コミュニティ ・スクール		日光明峰 馬頭	(特例校に合わせ導入) 益子芳星 茂木 黒羽 那須			

◇定時制高校・通信制高校の規模と配置の適正化

年度		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
項目						
午後部設置 (昼夜間二部制)				宇都宮工業		
夕夜間定時制			足利工業 真岡	鹿沼商工		
学科転換等			学悠館 (商業科 募集停止)	鹿沼商工 (商業科を 普通科へ転換)		

◆学校の統合

○足利高校と足利女子高校の統合については、統合当初は、足利高校の校舎で学びます。
詳細は下記を御参照ください。



H32、33年度に足利高校と足利女子高校に入学した生徒はH34年度に統合新校に転学し、足利高校の校地で学びます。

◆学科の構成と配置の適正化

○次の11校で、生徒や地域のニーズに応じた魅力ある学科への改編等を行います。

学科	対象高校	年度	学科改編等の内容 (太字は新設学科等)
農業	栃木農業	H31(2019)	農業科、生物工学科、農業土木科、食品化学科、生活科学科 → 植物科学科、動物科学科、食品科学科、環境デザイン科 【コース制など】
	小山北桜	H32(2020)	園芸科学科、造園土木科 → 食料環境科 【コース制】
工業	栃木工業	H31(2019)	電子科、情報技術科 → 電子情報科 【コース制】
	足利工業	H32(2020)	電気科、電子機械科 → 電気システム科 【コース制】
	那須清峰	H32(2020)	電気科、情報技術科 → 電気情報科 【コース制】 電子機械科 → 機械制御科 (学科名変更)
商業	足利清風	H33(2021)	商業科 → 商業科 【情報処理科目設置】
			情報処理科 → 募集停止
福祉	佐野松桜	H31(2019)	社会福祉科 → 介護福祉科 (学科名統一)
	真岡北陵	H31(2019)	教養福祉科 → 介護福祉科 (学科名統一)
	矢板	H31(2019)	社会福祉科 → 介護福祉科 (学科名統一)
総合	小山城南	H33(2021)	福祉に関する系列の充実
	黒磯南	H34(2022)	福祉に関する系列の導入

◆単位制高校

○次の3校に単位制を導入します。

対象高校	年度	設置学科	単位制の特色
足利と足利女子の統合新校	H34(2022)	普通科	進学に重点
宇都宮中央女子(共学化した新校)	H34(2022)	普通科、総合家庭科	進学に重点
馬頭	H30(2018)	普通科、水産科	多様な学びに重点

益子芳星、黒羽、那須の3校については、3学級特例校とする年度に導入します。

- 1年次は高校の必修科目を中心に学びますが、2、3年次は幅広く開設された選択科目の中から、興味・関心や進路希望等に応じた科目を選択して学ぶことができます。
- 充実したガイダンス指導を受けながら、できるだけ早期に目的意識を明確化し、自分の学習計画に基づいて主体的に科目を選択していきます。
- 進学に重点を置く単位制では、進路実現に向けた応用力向上のための科目や学問への探究心を高める発展的な内容の科目を開設するなどして特色化を図ります。
- 多様な学びに重点を置く単位制では、職業系専門科目や地域課題等を探究する科目を開設するなどして特色化を図ります。

◇単位制普通科の教育課程イメージ(必修科目と選択科目の割合)

1年次	必修科目を中心に学習(数学・英語等で学習習熟度別少人数授業を充実)	
2年次	必修科目	選択科目
3年次	必修科目	選択科目

※学年制の高校よりも選択科目の割合が大きくなります。

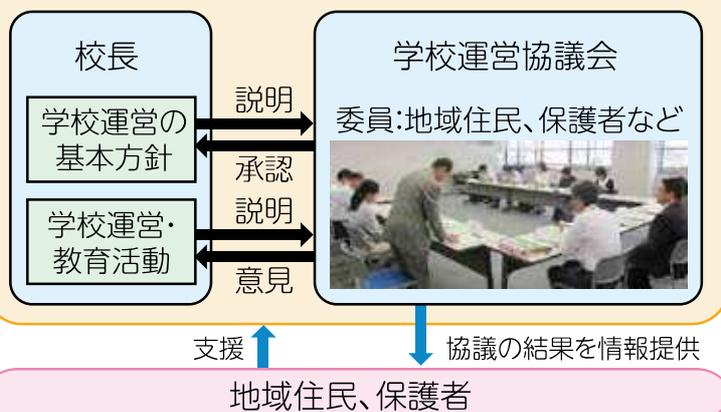
◆コミュニティ・スクール

○次の2校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとします。

対象高校	年度	設置学科	再編の概要
日光明峰	H30(2018)	普通科	2学級特例校
馬頭	H30(2018)	普通科、水産科	3学級特例校、単位制導入

益子芳星、茂木、黒羽、那須の4校については、3学級特例校とする年度に設置します。

コミュニティ・スクール



○学校運営の基本方針を地域住民や保護者の方々と共有するとともに、地域住民や保護者の方々の意見を学校運営や教育活動に反映させます。

○地域の教育力を積極的に活用しながら、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりや地域を支える人材育成に取り組みます。



※学校運営協議会は、学校運営や教職員の任用に関して、県教育委員会に意見を述べることもできます。

◆定時制高校・通信制高校の規模と配置の適正化

○次の5校で定時制の改編等を行います。

対象高校	年度	授業時間帯	設置学科	再編の概要
宇都宮工業	H32(2020)	午後	普通科	昼夜間の二部制定時制に改編 工業技術科の1学級減
		夜間	工業技術科	
鹿沼商工	H32(2020)	夕夜間	普通科	商業科から普通科へ転換 夕夜6時間の授業を開設
学悠館	H31(2019)	午前・午後・夜間	普通科	夜間部商業科の募集停止
足利工業	H31(2019)	夕夜間	工業技術科	夕夜6時間の授業を開設
真岡	H31(2019)	夕夜間	普通科	夕夜6時間の授業を開設

◇昼夜間二部制定時制の時間割イメージ

1限		
2限	午後部	
3限		
4限		夜間部
5限		
6限		
7限		
8限		

三年間での卒業を目指して、自分の所属する部（学習時間帯）以外の部の授業も選択できます。

◇夕夜間定時制の時間割イメージ

1限	夕方から	夕方夜間
2限		
3限	夜間のみ	
4限		
5限		
6限		

自分の学習時間帯を、夕方から4時間、夜間のみ4時間、三年間での卒業を目指して、夕方夜間6時間から選択できます。

〈参考〉高校再編に関する在籍学年別早見表（平成29年度基準）

※CS=コミュニティ・スクール

年度	再編の概要	在籍学年							
		高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3
H29 (2017)		高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3
H30 (2018)	・日光明峰高を特例校、CS導入※ ・馬頭高を特例校、単位制導入、CS導入	高2	高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4
H31 (2019)	・栃木農業高の学科改編 ・栃木工業高の学科改編 ・佐野松桜高 } の福祉科の学科名統一 ・真岡北陵高 ・矢板高 ・足利工業高定時制で夕夜の授業開設 ・真岡高定時制で夕夜の授業開設 ・学悠館高夜間部商業科の募集停止	高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6	小5
H32 (2020)	・小山北桜高の農業科の学科改編 ・足利工業高の学科改編 ・那須清峰高の工業科の学科改編等 ・宇都宮工業高定時制を昼夜間二部制に改編 ・鹿沼商工高定時制で夕夜の授業開設、 商業科を普通科に転換		高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6
H33 (2021)	・足利清風高の情報処理科の募集停止 ・小山城南高の総合学科の福祉系列充実			高3	高2	高1	中3	中2	中1
H34 (2022)	・足利高と足利女子高の統合、単位制導入 ・宇都宮中央女子高の共学化、単位制導入 ・黒磯南高の総合学科に福祉系列導入				高3	高2	高1	中3	中2

第二期県立高等学校再編計画終了時 [平成34(2022)年度] における県立高校の配置



県立高校の通学区域(学区)は、平成26年4月に廃止しました。

第二期県立高等学校再編計画の全文は、栃木県のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/education/kyouikuzenpan/keikaku/koukousaihen-top.html>

問合せ先 栃木県教育委員会事務局 総務課 高校再編推進担当
 〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 TEL028-623-3364 FAX028-623-3356

日光明峰高



ReBirth

～ 日光から世界へ ～

H30年度 日光明峰 新たなスタート!!

○学校設定科目をリニューアル!!

1年生から一人ひとりの進路実現に向けた学習ができます。

【 ベーシック数学 ・ ベーシック英語 ・ 専攻実技 】

基礎からの学び直しをしたい生徒や発展学習に取り組みたい生徒、ウィンタースポーツに力を入れたい生徒など、一人ひとりの習熟度に応じた個別学習や将来の進路に向けた学習ができます。



○2年生からは4つのコースに分かれて

さらに専門的な知識・技能を学習することができます。

★ グローバルコミュニケーションコース ★

海外の歴史や文化とともに、地域の伝統・文化や自然・環境についても理解を深め、その素晴らしさを世界に向け発信できる人材となることを目指します。国際人として必要な知識・能力、特に、英語によるコミュニケーション能力の向上に力を入れます。人文系教科の知識を幅広く身につけ、上級学校への進学を目標に学習します。



★ ウィンタースポーツ コース ★

アイスホッケーとスピードスケートの2競技を中心に、生涯にわたるスポーツを通して社会に貢献できる人材となることを目指します。卒業後も競技を継続するなど大学進学も目標とし、心身ともにバランスのとれた社会人となるため、学力向上に力を入れます。



★ サイエンス コース ★

グローバルコミュニケーションコースと同様に、上級学校への進学を目標に学習します。数学と理科の学習に力を入れ、自然科学系教科の知識を幅広く身につけ、基本的な概念、原理、法則などを学び、科学的・数学的に考察し処理する能力や創造力を身につけます。



★ ビジネス コース ★

「国際観光都市」日光の魅力について理解を深め、地域社会の活性化に貢献できる人材となることを目指します。職業人としての幅広い知識と教養を身につけるため、「簿記」「情報処理」や「観光」などの学習に力を入れます。地元企業でのインターンシップ、パソコン技術の向上や資格取得に取り組みます。



【強い日光を創る】

② 防災・防犯の強化

◆ 防災システム運用の確立

- ・ 防災教育の充実
(児童・生徒に対する防災教室の実施)

③ 自治体経営の刷新

◆ 行財政改革

- ・ 公共施設マネジメントの着実な実行
(文化会館の統合など)

【優しい日光を創る】

① 少子化対策・子育て支援

◆ こどもの貧困対策の推進

- ・ 高校生遠距離通学費・下宿費補助の創設
- ・ 居場所づくり事業、学習支援事業の充実

◆ 子育て支援の推進

- ・ 小中学校通学費補助の充実
- ・ 多子世帯への給食費補助の充実
(第2子の負担額半額、第3子以降を無料化へ)

◆ 学校施設整備継続による学習環境の充実

- ・ トイレ洋式化、エアコン設置、校内LAN整備の継続

◆ 学校給食の充実

- ・ 食物アレルギー対策強化
- ・ 給食センターの整備検討

② 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

◆ ハード・ソフト両面でのバリアフリーを推進

- ・ 手話教育の推進、通訳者の育成支援

【人が輝く日光を創る】

① 子どもたちが輝くまちづくり

◆ 学校間交流事業の拡充

- ・ ICTを活用した学校間交流事業の充実

◆ 小中一貫教育の推進

- ・ 小中学校の統廃合を推進し、年代間の交流促進を推進します。
- ・ 学校と地域のつながりを強化する施策を展開します。

◆ 英語教育の充実

- ・ 国際化に対応したコミュニケーション能力醸成のため、英語検定の受験を支援します。

◆ 教員の負担軽減

- ・ 学級事務支援員の拡充

③若者が輝くまちづくり

- ◆地元高等学校との連携強化
- ◆青年団体との連携強化
- ◆日光明峰高校存続に向けた取り組み強化
 - ・日光地域の特色を生かした学校編成について県への提案
 - ・アイスホッケー留学生に対する生活支援の検討

⑤地域が輝くまちづくり

- ◆生涯学習の推進(文化会館の統合による拠点整備、人材バンクの整備)
- ◆文化財保存の充実、文化・芸術への支援強化
- ◆人がつながるスポーツ振興
 - ・地域スポーツクラブへの支援